# 省　令

**○国土交通省令第四十八号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項第三号ネ㈢中「三十度」を「七十五度」に改め、同号ネ中㈤を㈥とし、㈣を㈤とし、㈢の次に次のように加える。

㈣　光度は、光源の中心を含む水平面から上方六度までの範囲では二カンデラ以上、六度を超え七十五度までの範囲では〇・二カンデラ以上であること。

第百十七条第一項第三号ナ㈡中「滑走路を離脱しようとする航空機に誘導路の中心線及び出入経路を示すために」を削る。

第百十七条第一項第三号ウ㈠中「約三メートル」を「三メートル以下」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている誘導路中心線灯については、改正後の第百十七条第一項第三号ナ㈡の規定にかかわらず、平成三十六年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている誘導路中心線灯の、改正後の第百十七条第一項第三号ナ㈡に掲げる基準に適合させるための灯光の色の変更については、第百二十条の規定にかかわらず、同条第一号の灯質の変更には該当しないものとみなす。